

# 戦後道徳教育から失われた価値観

## 一建学の精神・校訓にみる「敬神崇祖」語に着目して一

牛見 真博\*<sup>1</sup>

Lost Values in the Postwar Moral Education in Japan : A Special Focus on the Phrase

“*Kei-Shin-Su-So*” Reflected in a School Philosophy and Motto.

Masahiro USHIMI

### Abstract

Considering the interpretation of “*Kei-Shin-Su-So*” incorporated in a school philosophy and motto possessed by secular schools, this paper discusses roles of religious sentiments in the modern education. Moreover, this paper points out, through the comparative investigation between the ministry’s modern and prewar curriculum guidelines, that religious sentiments have been removed from the Japanese postwar moral education since the end of the World War II. It is argued in this paper that religious sentiments based on Japanese national traits lead to nothing less than respecting our national tradition and culture, which is emphasized in the current Japanese Fundamental Law of Education.

キーワード：戦後道徳教育, 敬神崇祖, 宗教的情操

Keywords: postwar moral education, *Kei-Shin-Su-So*, moral sentiments

### 1 はじめに

本稿で考えたいのは、戦後の政教分離を契機に国公立学校の道徳教育から失われた価値観についてである。ここではその一つを、国民性にもとづく特定の宗教によらない宗教的情操に関わる道徳的価値観として取り上げる。

さて、公教育の場において宗教的情操教育が可能かについては、これまでも様々に議論されてきた<sup>注1)</sup>。本稿では、公教育で可能な「宗教的情操」が、具体的にはどのようなものかを考える糸口として「敬神崇祖」の語に着目した。

従来、「敬神崇祖」に焦点をあてた先行研究は少なく、その検討も近代の国家神道体制における内容に限られている<sup>注2)</sup>。しかしながら、現代においても、学校の建学の精神や校訓に「敬神崇祖」の語が用いられている事例がわずかながら存在する。なかでも、特定の宗教を背景にもたない学校による「敬神崇祖」解釈は、国家神道体制下における近代の解

釈とは根本的に異なる上に、現代の学校教育における宗教的情操の役割を示唆してくれる点で検討に値する。

本稿ではまず、一口に「敬神崇祖」と言いながらも、実際にはその背景によって解釈が異なる当該語について、歴史的経緯を踏まえて分類、整理する。

その上で、現代において教育理念として「敬神崇祖」を掲げる学校の具体的事例を通して、特定の宗教によらない「敬神崇祖」解釈を取り上げたい。さらに、現行の『中学校学習指導要領 特別の教科 道徳』との比較検討の照射から、宗教的情操の具体的内容の一端についても明らかにしたい。

### 2 「敬神崇祖」語義の分類

「敬神崇祖」とは、「神を敬い祖先を崇ぶ」の意であり、一般的には神道の基本理念の一つとされるが、必ずしもそのようではない。『神道史大辞典』にその語義を求めれば、「わが国の神話以来の神々への敬信

\* 1 一般科目

と祖先神への崇拜とを意味し日本および神道の本来固有の信仰思想の表現」<sup>1)</sup>とある。

一方で、それに続く記述として、「敬神と崇祖とはもと別々のものであり、敬神は神道の本来であるが、崇祖の方は儒教・仏教のわが国への伝来に由来するもので、その家祖崇拜や祖霊弔祭に基づくとするもの。これは中・近世の神仏習合、神儒一致、神儒仏三教調和などの思想が一般に普及浸透するに伴って敬神と崇祖両者は隔てなく受容されるようになった」と、「敬神」と「崇祖」とが別の由来をもつとの説明もある。

さらに、これらとは別に、本稿が主対象とする、特定の宗教によらず歴史的な解釈とも一線を画した「敬神崇祖」解釈も存在する。そこで、「敬神崇祖」について、①国家神道体制における「敬神崇祖」、②「敬神」(神道)と「崇祖」(仏教)とが別の由来をもつ「敬神崇祖」、③特定の宗教によらない「敬神崇祖」に分類し、それぞれの経緯を踏まえた語義を、以下にまず確認しておく必要がある。

## 2.1 国家神道体制における「敬神崇祖」

近代以降、国家神道体制のもとで、「敬神崇祖」は国民教化の理念をあらわす象徴的な語として重んじられた。その背景については、青野正明氏の次の説明が要を得ている。

日本では旧「民法」下において、「家祭祀・共同体祭祀・国家祭祀」という異なるレベルの祭祀が祖先祭祀(あるいは祖霊)によって統合され、一元的に捉えられるようになった。すなわち、三つの祭祀はそれぞれ「家の祖先祭祀・氏神祭祀・皇室の祖先祭祀」として読み替えられたのである。(中略)この背後には、明治以降に形成されていったいわゆる国家神道の論理がある。すなわち、そこでとかれていく「敬神」とは、国家祭祀である天皇(皇室)祭祀や神社祭祀の中に祖先祭祀の観念が組み込まれたものである。明治初年に数多くの皇室の祖先祭祀が定められたが、それらは「記紀神話」や皇霊に関係している。このような「敬神」は、やがて「敬神崇祖」という概念で明確に表現されていくのである<sup>2)</sup>。

大正期には、内務省により神社崇敬の推進が主導された。大正2年(1913)6月、内務省で開催された宮司談話会における、内務次官下岡忠治の次の挨拶からは、当時の政府による「敬神崇祖」の捉え方をうかがうことができる。

敬神の道即ち神社を崇敬するといふことは我帝国の所謂国民道德の淵源と謂ふべきものでご

ざいます。国体の尊厳なる所以、忠君愛国といふ思想の列国に異なって特殊の秀いでた点を有つて居るといふ所以、又全く此神を敬ひ、祖先を崇拜するといふ特殊の観念は我が大和民族特有のものとなつて居るものでございまして、此良風美俗といふものが立派に続いて行くか否やといふことが、国の盛衰国民道德の振否といふことに影響する<sup>3)</sup>。

国家神道体制の維持と強化のために、その基盤としての「神社崇敬」と「祖先崇拜」による「国体の尊厳」と「忠君愛国」の高揚が意図されていたことがうかがえる。

大正12年(1923)には、9月に起こった関東大震災が国民に与えた大きな衝撃から、国家的な危機感が強まったこともあり、11月には天皇による「国民精神作興に関する詔書」が発せられ、内務省主導のもとでさらなる神社崇敬が推し進められるにあたり、「敬神崇祖」もまた揺るぎない基軸として重んじられていった。

そして、近代における「敬神崇祖」の語義が確定されたと言えるのは、昭和12年の文部省『国体の本義』における次の解釈であろう。

天皇は、常に皇祖皇宗を祀り給ひ、万民に率先して祖孫一体の実を示し、敬神崇祖の範を垂れ給ふのである。又我等臣民は、皇祖皇宗に仕へ奉つた臣民の子孫として、その祖先を崇敬し、その忠誠の志を継ぎ、これを現代に生かし、後代に伝える。かくて敬神崇祖と忠の道とは全くその本を一にし、本来相離れぬ道である<sup>4)</sup>。

つまり、「敬神」は、皇室とその祖先を敬うことであり、「崇祖」は、単に自分たちの祖先をさす語ではなく、代々の皇室に仕えてきた祖先を崇敬することと示されている。それは同時に「忠の道」でもあった。このように近代において「敬神崇祖」は、「教育勅語」とも歩調を合わせながら、国民道德としても、国民教化の理念としても象徴的な語となっていた<sup>注3)</sup>。

## 2.2 「敬神」と「崇祖」とが別の由来をもつ「敬神崇祖」

他方、「敬神」と「崇祖」の由来を別とする歴史的な経緯としては、明治45年(1912)年に行われた神道、仏教、キリスト教の代表者による「三教会同」が要因として挙げられる。そこで国民道德の振興を図ることを決議した際、仏教界は政府から公認宗教として位置づけられることと引き換えに、神道の基本理念の一つである「敬神崇祖」を国民道德として受け入れ、その振興にあたることになった。

赤松徹真氏は、国家神道体制のもとで、仏教界が「敬神崇祖」を受容するに至る経緯や葛藤について、大正9年(1920)に真宗大谷派の著した『敬神問題』を取り上げて論じている。赤松氏が論文中に引く『敬神問題』の「一 何が敬神問題か」における次の記述は、この時期の仏教界の意識をうかがう上で示唆的である。

敬神は実に我が建国以来一貫せる將た未来ある永久の国是である。敬神は斯くあらねばならぬ、否斯くあらしめねばならぬ。国家的、若しくは人種的に基礎を有する神祇を尊び、それによって国家の繁栄と国民各自の福祉とを希求することは、道徳的にも、政治的にも、また宗教的にも何等汗格を来す点はないではないか。

(中略) 実に敬神は国家的精神の溢れであり、神社はそれが象徴である<sup>5)</sup>。

「敬神」は、建国以来一貫した「永久の国是」、「国家的精神の溢れ」であり、神社はその象徴であるとして、仏教界が神社崇敬を強調するに至っている。

公認宗教に位置づけられるのと引き換えに、「敬神崇祖」を受容した仏教界ではあったが、その受容が浸透していくにつれて「敬神崇祖」の捉え方が広まるなど、むしろ「敬神」と「崇祖」とを分離する解釈が進んでいくことになった。

これは、先に見た国家神道体制における解釈としては、国体の本義を薄弱にするものとして不都合なものであった。そのため、たとえば松永材氏は『敬神崇祖一体論』において、「現在では多く敬神崇祖が分離して、敬神は神に対し、崇祖は多くの場合仏(他の宗教はしばらく略す)に向つてをる」<sup>6)</sup>として、「敬神崇祖」の一体化を主張するに至っている。

このように、必ずしも国家神道体制における「敬神崇祖」も、その意図が十分に浸透していたとは言えず、仏教側からの「敬神崇祖」解釈も広く行われていたことがうかがえる。

また、祖先崇拜の点においては、儒教との関わりも無関係ではない。我が国が神儒仏三教といった多様な宗教的価値観のもとで精神風土を形成してきたことにより、「敬神崇祖」語はそれを用いる主体者が「神」や「祖」をどう捉えるかによって、異なる解釈を生む余地を多分に有していたものと言えよう。

### 2.3 特定の宗教によらない「敬神崇祖」解釈の事例

それでは、特定の宗教によらない「敬神崇祖」解釈とはどのようなものか。その具体的な事例を、現代にあって建学の精神、あるいは校訓として「敬神崇祖」を掲げる学校に求めた。なお、その際、本稿

の目的に即して特定の宗教を背景にもたない学校を取り上げることとした。

そうした意図のもと可能なかぎり管見すると、ある程度予想していたとおり、全国の国公立学校でその存在を確認することはできず<sup>注4)</sup>、わずかに私立学校の数校に限られた。このうち次の2校について、その協力のもとに取り上げた。

#### (1) N 高等学校 (山梨県)

##### ①学校の概要

N 学園は、建学の精神を「航空教育を通して愛国の精神を培う」として、昭和7年に「山梨航空機関学校」を設立。航空教育を行い、国家に有益な航空技術者を養成するにあたり、自分を愛し、家族を愛し、郷土を愛し、国を愛し、そして人類の共存に責任を持てる航空技術者であればこそ、愛機心を以て操縦や整備に当たることができるとの信念に基づいて教育を始めた。

その後、二代目理事長により、創立者の建学の志を基に校訓が定められ、さらに、現在の理事長もまた、建学の志や校訓を基に、より豊かで優れた人間力を持つ人材の育成を目指している。

同校の校訓は、昭和55年7月2日に二代目理事長によって定められた。校訓は全5条から成り、この条々が学生生徒に対する教育の根幹であると位置づけられている。

##### ②校訓

- 一、礼節を尊び忍耐努力の精神を体得すべし
- 一、熟慮断行を以て風林火山たるべし
- 一、至誠一貫信義を重んずべし
- 一、質実剛健文武両道に徹すべし
- 一、敬神崇祖以て伝統を承継し祖国を興隆すべし

(※下線は筆者)

##### ③校訓の具体化

これらの校訓のうち、昭和56年に書かれた第5条「敬神崇祖以て伝統を承継し祖国を興隆すべし」について説明した、先代理事長の文章を掲げてみたい。

心に神を持つことは必要である。我々の社会生活に於ける善悪の基準は法律に照らして判断されるが、すべて出来るものではないし、又、合法であってもやるべきではないこともある。神道も仏教もその他の宗教も心に神を持つことであり、神の恐れを知らぬものは何時かは天罰を受けることを信じたい。我々が今日あるは、

祖先のお蔭であり、その家族の伝統を大切に、その家族の歴史を作る一員であることを自覚すれば自ずから軽率な行動はとれなくなる。

その家族の伝統を承継することは、その家族の人生哲学を承継することである。祖先代々色々な家業、事業を成功させようとして苦心惨憺、試行錯誤を繰り返して得た貴重な人生哲学を親は子に伝えることにより、家業繁盛の基はつくられると言えよう。これはそのまま祖国興隆の原動力ともなる。愛国心の基は祖先愛であり、家族愛である。私は日本の青年の一人一人に、明治の若者の如く、日本の歴史を作る一員であることを自覚させ、マイホーム主義では無く、広く世界に雄飛して、祖国を興隆に導くことを期待したい。

## (2) K 学園 (東京都)

### ①学校の概要

「国の本は家にあり、家の本は身にあり」「礼を重んずるは国の本を為す所以なり」(『孟子』礼記)を標榜して、昭和 17 年 (1942) に K 高等女学校が開校した。現在、同学園は、幼稚園 (男女)、小学校 (男女)、女子中学校、女子高等学校で構成されている。創立者が拠りどころとしていた、神を敬い祖先を尊ぶという「敬神崇祖」の理念に基づく豊かな人格形成に力を入れている。

この理念について、同学園は、「今の自分という存在自体が、この宇宙を司る、目には見えない大いなる存在と、自分につながるこれまでの社会を築いてきた祖先の恵みによって生かされているものであることを深く自覚すること」と具体化している。この「敬神崇祖」の教育理念に基づき、導かれたのが次に掲げる校訓である。

### ②校訓

- 一、真心の發揮
- 一、自然に対する素直さの涵養
- 一、恩を知り恩に報ゆる心の育成

### ③校訓の具体化

「敬神崇祖」から導かれた校訓を次のように具体化し、個々の生徒の魂の発展段階に応じて行うべきものとして、幼小中高それぞれがさらに具体的な教育方針を定め、また、それぞれの学校においても、個人個人の発展過程に応じてたゆまず教え導いて行くことを旨としている。

- 一、「真心の發揮」とは、神と祖先の恵みによっ

て生かされている存在であるということを感じ、すべての局面において、真心をもって、自分にも他人にも誠実に生きて行かなければならないということです。

一、「自然に対する素直さの涵養」とは、自分は目に見えない大いなる存在の恵みによって生かされているのだということを受容する素直な心とそこから生まれる謙虚で謙遜な思いを充実させることです。それが、限りなく知識を追求し、また、自らを啓発し発展させる原動力となります。

一、「恩を知り恩に報ゆる心の育成」とは、自分は生かされているのだという恩を深く自覚し、そのことに対する感謝の気持ちを持ち、そこから、他者そして社会への貢献の志を養うということです。

## 3 現行の道德教育と異なる観点

上記の 2 校とも、「敬神崇祖」から導かれる内容を具体化し、自らの学校教育理念に体现している事例として大変示唆的である。

N 高校、K 学園の事例における「敬神崇祖」から導かれる視点により、現行の『中学校学習指導要領』<sup>7)</sup>(以下、『学習指導要領』)との比較検討を行うと、大きく次の三点について相違が認められる。

### 3.1 「目に見えない存在」を認め、畏敬する

現行の『学習指導要領』にはない端的な相違として、「目に見えない存在」を認めること、さらには「畏敬」することを挙げられる。

両校とも「敬神崇祖」から導かれる「畏敬」の対象は、文字通り「神」や「祖先」といった存在である。いずれも特定の宗教を背景にもたない学校であることから、それぞれの「神」や「祖先」の解釈がなされている。

N 高校の事例における「神」は、「心に神をもつこと」の必要性が説明されている。人間が「大きな力」に対して恐れを知り、謙虚さを忘れないためとして、「神」は「天罰」を与える存在として語られている。

こうした考え方は、中国古典に見られるような「天網恢恢疎にして漏らさず」(『莊子』)といった、我が国においても伝統的な天の存在の意識が反映しているものであろう。また、今日の自分があるのは「祖先」のお蔭であるとし、家族の伝統を継承し、家族の歴史の一員という自覚があれば、軽率な行動はとれないとする。さらにそうした祖先愛、家族愛が愛国心の基であるとしている。

一方、K 学園は、「敬神崇祖」の理念に基づいて校

訓を定めており、その中心となるのは、「神」（「目に見えない大きな存在」とも言い換えている）と「祖先」のお蔭で、自分が生かされているということである。「神」を「目に見えない大きな存在」と捉えることは、我が国の宗教的情操においては伝統的な発想ともいうべきものであろう。

現行の『学習指導要領』にも、「人間の力を超えたものに対する畏敬の念」という表現がある。宗教的情操に関わる「畏敬の念」が最初に示されたのは、昭和52年改訂『学習指導要領』である。当時の文部省教科調査官で担当者の一人であった金井肇氏は、この文言を次のように説明している。

「人間の力を超えたもの」とは、「神」「絶対者」「永遠なるもの」などと言われるものであるが、ここでは、特定の宗教の信仰の問題ではないので、このような表し方になっている。人間の有限性を自覚し、人間の力を超えたものに目を向けるところからは、自己の人生に対して謙虚に、また自己の人生の意味を求めて生きようとする点で積極的に生きる力が出てこよう。他者に対して温かい目を向ける生き方が生まれてこよう。生き方の基本にかかわってくることになるのである<sup>8)</sup>。

ここでの説明では、「人間の力を超えたもの」は、いわゆる『神』『絶対者』『永遠なるもの』などと言われるものと認めつつも、「特定の宗教の信仰の問題ではない」ため、「このような表し方」になっているとしている。

戦後の教育基本法において「宗教的情操の涵養」が明文化されない実情からは、いわゆる「神」といった存在を語る際には、それを言い換えた表現が必要になる。そうした表現は、宗教的情操教育をめぐる議論の中で、一定の方向性のもとに存在してきた。

とりわけ、昭和41年の中央教育審議会答申別記「期待される人間像」は、そのメルクマールと言え<sup>注5)</sup>。

現行の『学習指導要領』においても、「人間の力を超えたものに対する畏敬の念」の表現は見られる。しかしながら、すでに先行研究において指摘されているように、昭和41年の中央教育審議会答申別記「期待される人間像」と比較して、「宗教的情操」を定義する際に用いられる「畏敬の念」の対象が、「生命の根源」から「人間の力を超えたもの」へと変化し、何よりも畏敬の対象は「自然」や「美」というものに限られてしまっている。「生命」に関して、畢竟「人間の生命」の尊重に範囲が狭まるなど、宗教性については薄められ、平板化されてしまっているとの指摘がある<sup>9)</sup>。

また、現行の『学習指導要領』では、そもそも宗教的な存在を前提としない「宗教的情操」が、さらに置き換えられた表現として、「生命に対する畏敬の念」や「人間の力を超えたものへの畏敬の念」が使われているとも指摘されている<sup>10)</sup>。

先の両校の事例における「宗教的情操」について言えば、「崇祖」にあたる内容として、「祖先代々」（N高校）、「自分につながるこれまでの社会を築いてきた祖先」（K学園）など、すでに亡くなっている先祖、先人について「目に見えない存在」でありながら敬意の対象としている。つまり、「神」だけでなく、「祖先」についても「目に見えない存在」であるため、その存在を認め、畏敬の対象とすることは、現行の『学習指導要領』にはないことを指摘できるのである。

### 3.2 目に見えない存在との生命のつながり

先の両校の事例では、「敬神崇祖」の「崇祖」が、「祖先代々」（N高校）、「自分につながるこれまでの社会を築いてきた祖先」（K学園）とあることから、すでに亡くなっている先祖、先人までを含んで、「目に見えない存在」として敬意の対象としていることを指摘した。

それでは、「敬神崇祖」の元々の語義において、「目に見えない存在」はどの程度の範囲を含むものなのだろうか。井上兼一氏は、神道学における「敬神崇祖」の概念について考察した上で、次のように指摘している。

神社や神棚に祀られている神々を尊びうやまうことと自らの祖先・祖霊をあがめ貴ぶものと捉えがちであるが、重要な点としては、それだけではなく子孫を愛護するという要素が含まれていることである。そして、人のいのちの不滅さや連続性（祭祀を通じて、遠い祖先から遠い子孫へとつながる生命観）が根底にあるということ<sup>11)</sup>。

ここで着目したいのは、「祖先」への敬意だけでなく、時間軸では対照的な「子孫を愛護するという要素」も含まれており、「人のいのちの不滅さや連続性（祭祀を通じて、遠い祖先から遠い子孫へとつながる生命観）が根底にある」という点である。

両校の事例における「敬神崇祖」の「崇祖」解釈においても、長い時間軸の上で連綿と続く「生命のつながり」が意味されていた。そうした点について、現行の『学習指導要領』と比較検討してみたい。

『学習指導要領』（第3章—第2—C [家族愛、家庭生活の充実]）では、「父母、祖父母を敬愛し、家族の一員としての自覚をもって充実した家庭生活を

築くこと」<sup>12)</sup>とあり、この項の『学習指導要領解説』(以下、『解説』)においても、「人間は、過去から受け継がれてきた生命の流れの中で生きている」<sup>13)</sup>と示されている。

ただし、「過去から受け継がれてきた生命の流れ」としながらも、『学習指導要領』では、文言としては「父母」「祖父母」にとどまり、それ以上の範囲をあらわすような記述はない。両親で2人、祖父母で4人、十代さかのぼると1024人、二十代さかのぼると100万人もの自分の命につながる先祖が存在していたという事実からは、生命の尊厳もそうした「目に見えない存在との生命のつながり」の上にあることが前提となろう。

しかしながら、現行の『学習指導要領』では、「目に見えない存在」は教える範囲にないことから、「同時代の目に見える生命のつながり」ととどまらざるを得ない。

本来であれば、亡くなった祖先、先人といった死者、さらに子孫といったまだ見ぬ未来の生命まで、「目に見えない存在」を視野に入れることによって、過去—現在—未来といった縦の線とも言うべき、連続と続く「目に見えない存在との生命のつながり」もはじめて意識することができるはずである。現行の道徳教育では、そうした祖先や先人のおかげで現在があり、将来の子孫にも責任を持つべきことといった観点は示されていないのである。

### 3.3 報恩感謝

「敬神崇祖」から導かれる視点には、「目に見えない大きな存在」や「祖先のお蔭」によって「生かされている」ことへの感謝がある。それでは、そうした感謝に対する捉え方については、どのような違いが見られるだろうか。

現行の『学習指導要領』(第3章—第2—D[感動、畏敬の念])では、「美しいものや気高いものに感動する心もち、人間の力を超えたものに対する畏敬の念を深めること」<sup>14)</sup>と掲げている。その点に関して、『解説』には次のようにある。

「畏敬」とは、「畏れる」という意味での畏怖という面と、「敬う」という意味での尊敬、尊重という面が含まれている。恐れかしまって近づけないということである。人間としての自己の在り方を深く探求するとき、人間は様々な意味で有限なものであり、自然の中で生かされていることを自覚することができる。この自覚とともに、人間の力を超えたものを素直に感じ取る心が深まり、これに対する畏敬の念が芽生えてくるであろう。また、この人間は有限なも

のであるという自覚は、生命のかけがえのなさや尊さ、人間として生きることのすばらしさの自覚につながり、とかく独善的になりやすい人間の心を反省させ、生きとし生くるものに対する感謝と尊敬の心を生み出していくものである<sup>15)</sup>。

ここでは「生かされていること」の自覚によって「畏敬の念が芽生え」、「感謝と尊敬の心を生み出していく」という抽象表現にとどまり、具体的に取るべき行動までは示されない。

また『学習指導要領』中に同様の内容を求めれば、「思いやりの心をもって人と接するとともに、家族などの支えや多くの人々の善意により日々の生活や現在の自分があることに感謝し、進んでそれに応え、人間愛の精神を深めること」(第3章—第2—B[思いやり、感謝])がある。

しかし、ここにはやはり『学習指導要領』に反映されていない「神」や「祖先」といった存在が意識されることはなく、感謝に対して「進んでそれに応え」とする文言についても、その具体的な方向性は示されない。この項に関する『解説』の説明にも触れておこう。

指導に当たっては、まず、単に思いやりの大切さに気付かせるだけでなく、根本において自分も他者も、共にかけがえのない存在であるということをしっかり自覚できるようにすることが大切である。そして思いやりや感謝の気持ちを言葉にして素直に伝えようとする心が、今自分が相手に対して何をもって応答することができるかを考えさせ、結果として自己と他者との心の絆をより強くするのだということに気付かせたい<sup>16)</sup>。

ここでは、感謝の気持ちを言葉にして素直に伝えようとすることや、自分が他者に対して何をもって応答することができるかを考えさせることに重きが置かれている。

その一方、たとえばK学園の事例では、「敬神崇祖」に基づき、「目に見えない大きな存在」や「祖先のお蔭」によって「生かされている」ことへの恩に対して、「他者や社会への貢献」によって報い、感謝をあらわすといったとるべき行動が明確に示されている。こうした「報恩感謝」とも言うべき要素は、現行の『学習指導要領』の文言に比べても、感謝を気持ちの表現だけで終わらせず行動であらわすという点で、分かりやすくより深まりのある価値観と思われる。

## 4 脆弱な現行の道徳教育基盤

ここまで検討してきたように、両校の事例に基づく「敬神崇祖」解釈が含む要素は、「目に見えない存在」を認め、連綿と続く「目に見えない存在との生命のつながり」を意識させ、その延長上に「報恩感謝」というべき他者や社会への貢献を志向するものであった。そして、これらはいずれも「宗教的情操」と言い得るものである。

こうした「敬神崇祖」の内容を具体的に言い換えたとも思えるのが、遺伝子研究で著名な村上和雄博士による次の文章である。

サムシング・グレートとは「こういうものである」とはっきり断言できる存在ではありません。大自然の偉大な力ともいえますが、ある人は神様といい、別の人は仏様というかもしれません。どのように思われてもそれは自由です。ただ、私たちの大もとは何か不思議な力がはたらいていて私たちは生かされている、という気持ちを忘れてはいけないと思うのです。(中略)自分の親に感謝するという事は、そのずっとさかのぼった先にいる親にも感謝することにつながらないか。それは目に見えないけれど、生命の連続性からいって、存在することは確かです。そういう人間を超えた大きな存在によって、私たちは生かされているという事実を、まずしっかりと見つめることが大切ではないか。私は研究現場で遺伝子とつきあううちに、そういうことが少しずつわかってきたのです<sup>17)</sup>。

『13歳からの道徳教科書』<sup>18)</sup>などでも取り上げられ、道徳教材としても大変示唆的な文章である。「目に見えない存在」を認める宗教的情操は、アランの『人間論』でも、動物に欠けているものとして神殿、墓、伝説、礼拝など、「生者に対する死者の支配」を挙げている<sup>19)</sup>。こうした「目に見えない存在」を認め、思いをはせることは、人と動物とを分け隔てる最たるものであると言うこともできる。

しかしながら、現行の道徳教育に関して言えば、そうした視点がすっぽりと抜け落ちてしまっている。すでに指摘してきたように、「目に見えない存在」も「目に見えない存在との生命のつながり」も「報恩感謝」の要素のいずれも、現行の『学習指導要領』には含まれていないというのが実態である。

先の教育基本法改正の議論では、「愛国心」と「宗教的情操の涵養」が入るかどうかに関心が集まった。結果として前者は入ったが、後者についてはそれまでの議論が立ち消えた観さえある。

しかし、教育基本法に「宗教的情操の涵養」が明示されない限り、上記の村上博士の良識的な文章内容でさえ、もしも『学習指導要領』から逸脱してい

るとの批判があれば、有効な反論すらできない危うい土台の上にあるのが、我が国の道徳教育の現状であることを認識しておかなければならない。

## 5 おわりに

教育基本法第15条には、「宗教に関する寛容の態度、宗教に関する一般的な教養及び宗教の社会生活における地位は、教育上尊重されなければならない」と明記されている。

しかしながら、本稿で指摘したとおり、現行の『学習指導要領』が目に見えない存在については一切触れていないことに象徴的なように、紛れもなく自己と命の繋がりをもつ「祖先」の存在ですら、教育現場で公式に登場することは認められてこなかったと言える。

ある小学校教師が、夏休み前に「お盆にはお墓参りに行きましょね」と言ったことが、保護者から不当な宗教教育であると抗議を受けたというエピソードがある。あるいは、給食時の合掌を、特定の宗教教育の押しつけとする保護者があるとも聞く。果たして現行の教育基本法や『学習指導要領』は、日本人としての情感や行動<sup>注6)</sup>を大切にしようとする学校教育現場を守る根拠となってくれるのだろうか。

一方、「国民の祝日に関する法律」を例に挙げると、「秋分の日」は「祖先をうやまい、なくなった人々をしのぶ」(第2条)と明記されており、「目に見えない存在」に思いをはせることを主旨とする日であることが謳われていることから、ここには国民性を基盤とした宗教的情操が踏まえられている。そもそも、国民性という自国の歴史的な文脈を踏まえない道徳教育などあり得ないはずである<sup>注7)</sup>。

国民性を踏まえた宗教的情操の考察については、今後のさらなる課題であるが、その具体的内容の一端としては、本稿で指摘してきた「目に見えない存在」を認め畏敬する、過去—現在—未来へと連綿と続く「目に見えない存在との生命のつながり」に感謝する、恩に対しては「他者や社会への貢献」によって報いていく「報恩感謝」といったことを挙げられよう。

これらに共通するのはいずれも、多くの国民が共感し得るにも関わらず、戦後の『学習指導要領』にもとづく道徳教育からは抜け落ちてしまった価値観ということである。

その点において、特別の教科として位置づけられる「道徳」の時間をはじめとして、国民性を踏まえた宗教的情操が学校現場で教えられることは、あくまでも現行の教育基本法が重視する「我が国の伝統・文化の尊重」に沿うことに他ならないものであ

ると思われる。

#### 参考文献

- 1) 『神道史大辞典』, p.333, 吉川弘文館(2004)
- 2) 青野正明「朝鮮総督府の神社政策と敬神崇祖」, 『桃山学院大学総合研究所紀要』第28巻第3号, p.8(2003)
- 3) 赤松徹真「日本仏教史における『神仏習合』に関する研究」, 『佛教文化研究所紀要』第48集, 龍谷大学佛教文化研究所, p.72(2011)
- 4) 『国体の本義』, p.37, 文部省 (1937)
- 5) 赤松前掲論文, p.76
- 6) 松永材『敬神崇祖一体論』, p.109, 平凡社 (1941)
- 7) 『中学校学習指導要領』, 文部科学省(2015)
- 8) 『新道徳教育事典』, p.244, 第一法規 (1980)
- 9) 岩田文昭「道徳教育における宗教的情操概念の変質と実態」, 月刊『学術の動向』, 日本学術協力財団, p.53(2008年12月)
- 10) 貝塚茂樹『道徳教育の取扱説明書』, p.117, 学術出版会 (2012)
- 11) 井上兼一「国民学校における『敬神崇祖』教育」, 『明治聖徳記念学会紀要』復刊第47号, p.145(2010)
- 12) 同前掲7)
- 13) 『中学校学習指導要領解説 特別の教科 道徳編』, 文部科学省(2015)
- 14) 同前掲7)
- 15) 同前掲13)
- 16) 同上
- 17) 村上和雄『生命の暗号』, p.200, サンマーク出版(1997)
- 18) 道徳教育をすすめる有識者の会編『13歳からの道徳教科書』, pp. 130-134, 育鵬社(2012)
- 19) アラン『人間論』, p.104, 復刻版, 白水社(2007)

#### 注

注1) 市川昭午氏は「特定の宗教のためでない宗教的情操教育ならば国公立学校でも許されるとする見解と、特定宗派から離れた宗教的情操教育なるものはありえないという見解が対立してきた」と指摘する(『教育基本法改正論争史』, p.170, 教育開発研究所, 2009)。また、貝塚茂樹氏は『宗教を考える教育』における『宗教的情操』(『宗教を考える教育』, pp.37-61, 教文館, 2010)において、戦後の宗教的情操教育をめぐる議論を歴史的に整理し、考察を加えている。さらに、宮下聡子「道徳教育への宗教的情操教育の貢献可能性—ユング、フランクルの宗教的倫理を手がかりに—」(『道徳と教育』, 第334号, 2016)も、国公立学校でも可能な、特定の宗教、宗派によらない宗教的情操教育の道徳教育への貢献可能性について、ユング、フランクルの宗教的倫理を手がかりに、思想的、理論的レベルで考察した論考として示唆的である。

注2) 「敬神崇祖」に着目した論考として、井上兼一「国民学校における『敬神崇祖』教育」(『明治聖徳記念学会紀要』, 復刊第47号, 2010)。また、朝鮮総督府の神社政策に関連した論考として、青野正明「朝鮮総督府の神社政策と敬神崇祖」(『桃山学院大学総合研究所紀要』, 第28巻第3号, 2003)、同「植民地朝鮮における農村振興運動期の『敬神崇祖』—朝鮮総督府の神社政策に関連して—」(『桃山学院大学総合研究所紀要』, 第33巻第3号, 2008)がある。

注3) 山口和孝氏は「明治以来の『知育偏重』『形式的修身教育』を克服し、共産主義勢力から『帝室・皇室』を守るために『宗教的信念というものの涵養』を通して『敬神崇祖』の観念を育成することが強調された」(『新教育課程と道徳教育』, p.151, エイデル研究所, 1993)とする。

注4) 校訓の実態については、山口倬史「校訓に変化ありやなしや」(『鹿児島女子短期大学紀要』, 第44号, 2009)が参考に資した。同論文は、1416校におよぶ公立高校の校訓調査にあたり、内容面で18種類に分類しているが、「敬神崇祖」の語やそれに相応する内容は見出せない。

注5) 昭和41年中央教育審議会答申別記「期待される人間像」は、宗教的情操を次のように説明している。「すべての宗教的情操は、生命の根源に対する畏敬の念に由来する。われわれはみずから自己の生命をうんだのではない。われわれの生命の根源には父母の生命があり、民族の生命があり、人類の生命がある。ここにいう生命とは、もとより単に肉体的な生命だけをさすのではない。われわれには精神的な生命がある。このような生命の根源すなわち聖なるものに対する畏敬の念が真の宗教的情操であり、人間の尊厳もそれに基づき、深い感謝の念もそこからわき、真の幸福もそれに基づく。しかもそのことは、われわれに天地を通じて一貫する道があることを自覚させ、われわれに人間としての使命を悟らせる。その使命により、われわれは真に自主独立の気魄をもつことができるのである」(第2部「五 畏敬の念をもつこと」)。なお、「期待される人間像」の成立過程の考察に、貝塚茂樹「中教審答申『期待される人間像』(1966)の成立過程—『森戸文書』の分析を中心に—」(研究代表者・貝塚茂樹『戦後日本の道徳教育関係資料に関する基礎的調査研究』所収、平成13・14年度日本学術振興会科学研究補助金基礎研究(C)(2)研究成果報告書)がある。

注6) 石井研士『データブック現代日本人の宗教』(新曜社, 2008)は、主な宗教意識調査(NHK放送文化研究所・2003年、國學院大学21世紀COEプログラム・2003年、読売新聞・2005年など)から宗教行動に関する結果を取り上げているが、各調査で67.6~79.1%が行うとされる「墓参り」については「第一級の国民的行動」と位置づけて

いる。

注7) 山折哲雄氏は「読売新聞」(2014年8月7日朝刊)において、「戦後の教育改革で、政教分離の名の下に日本人独自の宗教心を視野の外に置いた」ことを問題として掲げ、次のように述べている。「宗教と聞くと、戦前の『国家神道』を思い出して距離を置く人も多い。だが平均的な日本人は、先祖やお地蔵さんに手を合わせ、食事前に『いただきます』と唱えるような信仰心、人を超える存在への畏敬の念を持って生活してきた。そこに立ち戻り、大人、中でも教師と、教師を養成する大学人が、宗教アレルギーから自由になって教育を見直す。その時初めて、この問いに説得力を持って答えられるのではないか」と結んでいる。

付記 日本道徳教育学会第83回大会における研究発表の段階から、N高等学校(山梨県)およびK学園(東京都)の理事長、校長先生をはじめ、学校関係者の方々に、励ましや資料提供等、あたたかいご配慮、ご協力を賜った。記して心から感謝申し上げます。

